

福岡県公報

平成29年5月12日
第3891号

目次

告示(第356号-第364号)

- 自動車税の収納事務の委託 (税務課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5

公告

- 平成29年度毒物劇物取扱者試験の実施について (薬務課) …………… 5
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) …………… 7
- 国土調査の指定 (農山漁村振興課) …………… 7
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 7
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 8
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 8
- 一般競争入札の実施 (教育庁企画調整課) …………… 10
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 12
- 落札者等の公示 (総合政策課) …………… 14
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 14

- 一般競争入札の実施 (青少年育成課) …………… 15

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) …………… 17
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) …………… 21
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) …………… 24

海区漁業調整委員会

- ビゼンクラゲの採捕制限 (漁業管理課) …………… 27
- 意見募集の結果の公示 (漁業管理課) …………… 27

雑報

- 平成29年度福岡県農業大学校研修科研修生の追加募集 (経営技術支援課) …………… 27

告示

福岡県告示第356号

自動車税の収納事務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託する税目
福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第3条第1項第9号に規定する自動車税
- 2 委託の相手方
(1) 名称
福岡県自動車販売店協会
(2) 住所
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 3 委託の内容
次の業務場所における自動車税の収納事務

- (1) 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運会館千早会館
- (2) 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通会館北九州新館
- (3) 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通会館
- (4) 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運会館

4 委託した日

平成29年4月1日

5 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

福岡県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	銀 水 停車場 線	前	大牟田市大字草木1144番11先から 大牟田市大字草木1150番3先まで	8.5 ～ 17.4	80.0
			後	大牟田市大字草木1144番11先から 大牟田市大字草木1150番3先まで	8.5 ～ 19.6	

福岡県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年5月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	銀 水 停車場 線	大牟田市大字草木1144番11先から 大牟田市大字草木1150番3先まで

福岡県告示第359号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成29年5月12日から平成29年6月2日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
住 所 宮若市上有木1番地
名 称 トヨタ自動車九州株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 金子 達也
- 2 事業場の所在地及び名称
所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2
名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場
- 3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)
能力	0.2分/個
工事着手予定年月日	許可後

工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		18時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,000	2,500
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2,700	3,000
	浮遊物質 (mg/L)	360	500
	窒素含有量 (mg/L)	40	50
	りん含有量 (mg/L)	24	30
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	80	100
	大腸菌群数 (個/cm ³)	90	100
汚水量 (m ³ /日)	0.6	0.6	
種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	0.2分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	18時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,000	2,500
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2,700	3,000

の値及び最大の値	浮遊物質 (mg/L)	360	500
	窒素含有量 (mg/L)	40	50
	りん含有量 (mg/L)	24	30
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	80	100
	大腸菌群数 (個/cm ³)	90	100
	汚水量 (m ³ /日)	0.6	0.6

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	0.2分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	18時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,000	2,500
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2,700	3,000
	浮遊物質 (mg/L)	360	500
	窒素含有量 (mg/L)	40	50
	りん含有量 (mg/L)	24	30
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	80	100
	大腸菌群数 (個/cm ³)	90	100
汚水量 (m ³ /日)	0.6	0.6	

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類		総合排水処理場			
型 式		生物処理を主とした複合処理方式			
構 造		コンクリート構造及び鋼板構造			
主 要 寸 法		35 m × 20 m、25 m × 10 m			
能 力		900 m ³ / 日			
処 理 方 式		生物処理を主とした複合処理方式			
工事着手予定年月日		既設			
工事完成予定年月日		既設			
使用開始予定年月日		既設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24 時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	処理前		処理後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6 ~ 10	6 ~ 10	6 ~ 8	6 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (mg / L)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg / L)	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg / L)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg / L)	14	25	12	15
	りん含有量 (mg / L)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg / L)	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個 / cm ³)	-	-	10	100
汚水量 (m ³ / 日)	480	600	480	600	

5 排水水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排水水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6 ~ 8	6 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (mg / L)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg / L)	12	15
	浮遊物質 (mg / L)	16	20
	窒素含有量 (mg / L)	12	15
	りん含有量 (mg / L)	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg / L)	2	2
	大腸菌群数 (個 / cm ³)	10	100
	排水水量 (m ³ / 日)	480	600

福岡県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	岡 垣 玄 海 線	前	宗像市上八740番1先から 宗像市上八2023番先まで	6.0 ～ 48.4	500.0
			後	宗像市上八740番1先から 宗像市上八2023番先まで	6.0 ～ 48.4	500.0

福岡県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年5月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣線 玄海線	宗像市上八740番1先から 宗像市上八2023番先まで

福岡県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年5月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	玄海線 田島間	宗像市上八871番1先から 宗像市上八872番1先まで

福岡県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年5月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	前原線 富士線	糸島市長野1341番1先から 糸島市長野1178番1先まで

福岡県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽 石川内線	前	八女市星野村12020番1先から 八女市星野村12002番1先まで	4.6 ～ 7.7	190.5
			後	八女市星野村12020番1先から 八女市星野村12002番1先まで	7.8 ～ 13.6	190.5

公 告**公告**

平成29年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

- ア 18歳未満の者
- イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第6条の2の規定により準用する省令第4条の7で定めるもの

- ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 筆記試験
 - (ア) 毒物及び劇物に関する法規
 - (イ) 基礎化学
 - (ウ) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

- イ 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日 時	場 所

平成29年8月8日（火曜日）
10時00分～12時00分

福岡市博多区石城町2-1
福岡国際会議場

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部及び写真台帳（写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4cm×ヨコ3cmで、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）を写真貼付欄にのりづけすること。）1部並びに受験申込手数料10,500円を添えて、県内に居住し、又は勤務する受験者にあつては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市、大牟田市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センターをいう。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にあつては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願書等の用紙は、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願書等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入（領収証紙納付書に貼付）すること。受験申込手数料は、申込受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合（県外に居住し、かつ、勤務する者に限る。）には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成29年6月14日（水曜日）から同年6月23日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあつては、午前9時00分から午後5時00分まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成29年6月23日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成29年9月8日（金曜日）午前9時00分に薬務課、県保健福

社（環境）事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は業務課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成29年4月26日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
古賀市小山田、谷山、薬王寺（小野南部地区）	換地計画書の写し	平成29年5月12日から 平成29年6月9日まで	古賀市役所

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成29年4月26日	田川郡添田町	大字添田の一部	平成29年4月26日から 平成30年3月31日まで
平成29年4月26日	田川郡糸田町	鼠ヶ池の一部	平成29年4月26日から 平成30年3月31日まで

平成29年4月26日	田川郡福智町	上野の一部	平成29年4月26日から 平成30年3月31日まで
平成29年4月26日	京都郡みやこ町	節丸、光富、上原、 吉岡、綾野の各一部	平成29年4月26日から 平成30年3月31日まで

公告

大木町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
山浦 義人	三潞郡大木町大字高橋162番地2
松永 静義	三潞郡大木町大字奥牟田1132番地
荒巻 利三	三潞郡大木町大字筏溝811番地
中島 宗昭	三潞郡大木町大字三八松324番地
野口 勉	三潞郡大木町大字三八松1444番地
高井良 則幸	三潞郡大木町大字蛭池1563番地4
吉武 一徳	三潞郡大木町大字蛭池401番地1
久良木 利光	三潞郡大木町大字侍島635番地3
眞崎 萬次	三潞郡大木町大字八町牟田1294番地
北島 秀一	三潞郡大木町大字絵下古賀189番地8
岡崎 弘実	三潞郡大木町大字上八院1200番地
熊丸 正博	三潞郡大木町大字上木佐木312番地
平木 秀幸	三潞郡大木町大字上木佐木1171番地2
近藤 純久	三潞郡大木町大字上牟田口374番地
中島 藤美	三潞郡大木町大字横溝2674番地1
内藤 勝幸	三潞郡大木町大字横溝1783番地
山北 岩男	三潞郡大木町大字横溝560番地1

内田清喜	三潞郡大木町大字笹淵96番地
今村利光	三潞郡大木町大字前牟田397番地
田中和美	三潞郡大木町大字福土784番地
井手正宏	三潞郡大木町大字大角764番地
江島和幸	久留米市城島町江上1066番地1
田所保男	久留米市城島町江上上419番地
石川潤一	三潞郡大木町大字大角1381番地8
富安一國	三潞郡大木町大字大藪587番地

2 退任監事

氏名	住所
池上博敏	三潞郡大木町大字大藪346番地2
牟田口達朗	三潞郡大木町大字上牟田口405番地
田中正敏	三潞郡大木町大字福土690番地

3 就任理事

氏名	住所
塚本耕二	三潞郡大木町大字高橋490番地1
大藪進	三潞郡大木町大字大藪353番地3
松永征年	三潞郡大木町大字奥牟田50番地2
本村憲治	三潞郡大木町大字筏溝99番地
廣松久人	三潞郡大木町大字三八松2053番地
野口壽格	三潞郡大木町大字三八松1011番地2
高井良邦宏	三潞郡大木町大字蛭池1281番地3
吉武一徳	三潞郡大木町大字蛭池401番地1
久良木利光	三潞郡大木町大字侍島635番地3
馬場芳久	三潞郡大木町大字八町牟田881番地
益田重幸	三潞郡大木町大字絵下古賀323番地
岡崎弘實	三潞郡大木町大字上八院1200番地
川村金儀	三潞郡大木町大字上木佐木509番地1

家中紀雄	三潞郡大木町大字上木佐木1209番地
近藤純久	三潞郡大木町大字上牟田口374番地
古賀勇人	三潞郡大木町大字上白垣764番地1
内藤勝幸	三潞郡大木町大字横溝1783番地
岡崎重喜	三潞郡大木町大字横溝1213番地1
内田清喜	三潞郡大木町大字笹淵96番地
中村恭三	三潞郡大木町大字前牟田118番地1
田中和美	三潞郡大木町大字福土784番地
井手正宏	三潞郡大木町大字大角764番地
石橋榮	久留米市城島町江上本1897番地
境梅典	久留米市城島町江上516番地1
石川潤一	三潞郡大木町大字大角1381番地8

4 就任監事

氏名	住所
荒巻弘二	三潞郡大木町大字筏溝729番地1
北島廣茂	三潞郡大木町大字絵下古賀258番地1
境與至敬	三潞郡大木町大字横溝2983番地1

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社Brav eridge	福岡市西区周船寺三丁 目27番2号	平成29年4月27日	平成32年4月26日 まで

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電子黒板等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年5月25日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を期限までに提出して確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

電子黒板等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年9月1日から平成34年8月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年6月15日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成29年6月9日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者。
なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者
- 5 当該貸借借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）
FAX番号 092-643-3884
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成29年5月12日（金曜日）から平成29年6月1日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成29年6月15日（木曜日）午前11時00分
- (3) 提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム
- (2) 日時
平成29年6月15日（木曜日）午前11時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と

するもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of electronic blackboards and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender :
11:00 AM on June 15, 2017
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,
Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan
TEL 092-643-3880

公告

三潁南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
鶴岡 藤記	三潁郡大木町大字上牟田口517番地
高崎 登美雄	柳川市間864番地2
石橋 直美	大川市大字向島526番地

辻 俊 一	大川市大字諸富542番地
岡 好 幸	大川市大字三丸172番地 2
中 村 松 雄	大川市大字郷原440番地 3
廣 松 茂 年	柳川市蒲生49番地 1
福 永 茂 喜	柳川市東蒲池701番地
樽 見 義 雄	柳川市蒲生559番地 2
椛 島 盛 孝	柳川市南浜武304番地
乘 富 三知人	柳川市間1642番地 1
古 賀 義 徳	柳川市西浜武898番地
梅 崎 正 清	柳川市久々原150番地11
金 子 正 一	柳川市久々原552番地
佐 野 孝 良	柳川市大字一木1260番地 1
龍 正 勝	大川市大字新田818番地
植 木 秋 義	大川市大字九網46番地 2
野 口 壽 格	三潞郡大木町大字三八松1011番地 2
松 永 静 義	三潞郡大木町大字奥牟田1132番地
北 島 壽	三潞郡大木町大字侍島491番地 1
北 島 良 則	三潞郡大木町大字絵下古賀521番地
福 山 正 勝	大川市大字荻島240番地
野 口 勉	大川市大字下牟田口1334番地 7
水 落 一 磨	大川市大字中木室391番地 1
野 田 嗣 男	柳川市三橋町起田496番地

2 退任監事

氏 名	住 所
木 下 榮 三	柳川市三橋町木元238番地
古 賀 和 則	大川市大字北古賀240番地 2
中 村 博 文	柳川市矢加部491番地 7
田 中 臣 修	柳川市古賀385番地

江 崎 芳 幸	大川市大字紅粉屋195番地
本 村 保	三潞郡大木町大字三八松41番地 1
吉 武 一 徳	三潞郡大木町大字蛭池401番地 1
廣 松 功	大川市大字下八院100番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
椛 島 練 二	柳川市南浜武422番地 1
石 橋 直 美	大川市大字向島526番地
辻 俊 一	大川市大字諸富542番地
石 橋 正一郎	大川市大字三丸1129番地
志牟田 憲 一	大川市大字坂井367番地 1
大 淵 秀 樹	柳川市西蒲池658番地 2
中 村 雄 二	柳川市西蒲池899番地 2
吉 武 常 美	柳川市立石95番地
梅 崎 正 清	柳川市久々原150番地11
田 中 臣 修	柳川市古賀385番地
乘 富 三知人	柳川市間1642番地 1
高 田 學	柳川市間255番地 1
大 曲 勝 敏	柳川市西浜武1341番地
佐 野 孝 良	大川市大字一木1260番地 1
石 川 一 道	大川市大字津335番地 5
江 崎 久 男	大川市大字紅粉屋324番地 1
野 口 壽 格	三潞郡大木町大字三八松1011番地 2
松 永 静 義	三潞郡大木町大字奥牟田1132番地
北 島 良 則	三潞郡大木町大字絵下古賀521番地
的 場 長 喜	三潞郡大木町大字上八院501番地 1
久良木 登	三潞郡大木町大字侍島720番地
田 中 範 昭	大川市大字下牟田口404番地 1
内 村 誠 二	大川市大字本木室878番地 5

宮崎 茂一	大川市大字本木室799番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
椛島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地1

4 就任監事

氏名	住 所
古賀 和則	大川市大字北古賀240番地2
池上 利勝	柳川市西蒲池1363・1364番地1
金子 正一	柳川市久々原552番地
龍 正義	大川市大字新田267番地3
本村 保	三潞郡大木町大字三八松41番地1
吉武 一徳	三潞郡大木町大字蛭池401番地1
添島 清美	大川市大字中木室176番地
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

平成29年度福岡県地価調査業務委託契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部総合政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成29年4月7日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会

(2) 住所

福岡市博多区祇園町1番40号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

67,213,476円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年4月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス高田店

(2) 所在地 みやま市高田町濃施北580 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成29年12月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,538平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗敷地南側	28
隔地駐車場	32
合計	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗敷地東側	12
合計	12

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗南側	24.0
合計	24.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内南側	7.80
合計	7.80

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
出入口No. 1	店舗敷地南東側
出入口No. 2	隔地駐車場北西側
出入口No. 3	隔地駐車場南西側
合計	3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公告

アンビシャス通信制作・発行業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年5月12日

福岡県知事 小川 洋

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

アンビシャス通信制作・発行業務委託

(2) 契約内容及び特質

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年6月1日（木）現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「03」（印刷）、中分類「02」活版印刷又は大分類「13」サービス業種その他、中分類「06」広告宣伝に登録されている者で、等級「AA」又は「A」に格付けされているもの
- (2) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者
- (3) 過去2年間に同種の業務実績を有する者
- (4) (3)の同種の基準は、カラー刷（表紙のみカラーでも可）による広報紙等の定期刊行物の制作とする。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3615（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3389

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

平成29年5月15日（月）から平成29年5月25日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで4の部局で交付する。

7 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期限

平成29年5月15日（月）から平成29年5月26日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後4時00分まで）

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

8 入札参加の確認結果の通知

7の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年6月1日（木） 午後4時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県庁 南棟地下1階 人づくり・県民生活部会議室

(2) 日時

平成29年6月2日（金）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- 14 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
 - (1) 金額の記載がない入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

監査委員

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成28年11月14日28監総第509号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月12日

福岡県監査委員	山下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

28行経第2452号
平成29年3月31日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 岩元一儀 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年11月14日28監総第509号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 障害者福祉課	前年度に引き続き、補助金の額の確定を行っていないかった。	執行状況管理表を再精査して一覧表から事業単位のカード式に作り替えた。 管理方法についても、紙管理に変更して決裁に係る全職員で確認、決裁後、課長補佐が集約管理することで、視認性及び管理体制を厳格にし、再発防止に万全を期す。
商工部 新産業振興課	行政財産使用料において、調定が遅延していた。	定例的な調定事務については、適正な調定時期を明文化した定例調定リストを作成し、所属で共有することで業務管理の徹底を図る。

注意事項

所管部局名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部	庁舎等貸付料において、調定が遅延していた。	事務処理の時期を確認するチェックリストを作成し、担当者及び管理職員が活用することにより適正な調定を行う。
保健医療介護部	県有財産使用貸借契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていないかった。	契約の相手方と協議を行い、9月21日付で変更契約締結済。 課で契約書を作成している契約の一覧表を作成し、管理していくことにより、内容に改正が必要な場合は的確に対応する。
福祉労働部	前年度に引き続き、補助金の収入において、調定日を誤っていた。	補助金等の収入を受け入れる際に確認すべき事項を定めたチェックシートを見直すことにより、調定日の確認を徹底する。 また、監査結果を周知するための所属研修を新たに実施することにより再発防止を図る。
福祉労働部	前年度に引き続き、委託契約書に必要な事項を記載していなかった。	執行中の平成28年度契約分から、仕様を明確化した変更契約を締結し、来年度以降の契約についても、適正な仕様書の作成に努めるとともに、所属職員に対して監査指導事項の周知徹底を行う。 また、会計事務チェックシートに仕様書の内容に係るチェック項目を追加し、起案決裁時に決裁に関する全職員で確認を徹底する。
商工部	委託契約において、委託料の減額精算を行っていないかった。	同一業者と同時期に複数の業務委託契約を締結していたため、減額精算の対象となる契約を誤ったもの。 減額精算条項を設けた契約を行う際は、事前決裁の起案文書や支出

商工部	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が、徴収努力により前年度に比べて減少しているもの、多額である。</p>	<p>負担行為決議書に減額精算が必要な旨を特記することとし、確実かつ適正な精算が行われるよう努める。</p> <p>事業継続中の延滞先に対しては、事業所訪問や組合及び組合員の決算書の徴求により定期的に経営状況を把握し、経営の安定化と償還指導により増額交渉に努めている。</p> <p>また、事業を休廃止している延滞先に対しては、連帯保証人の所得や資産調査を継続し、担保物件の処分や連帯保証人への督促等により延滞債権の回収に努めている。</p> <p>こうした取り組みの結果、28年度は、これまで償還のなかった延滞先1先について、不定期に月60千円償還することとなった。</p> <p>引き続き債権の回収及び増額交渉に努めていくとともに、回収困難な債権については徴収停止措置や不納欠損処理等の整理を迅速に進めていく。</p> <p>延滞先への債権回収に向けた取り組みに加え、中小機構のアドバイザ一派遣事業の活用、返済条件の変更への対応等により貸付先への支援を行い、新たな延滞債権の発生防止に向けて一層努力していく。</p>
-----	---	--

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成28年11月14日28監総第509号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月12日

福岡県監査委員	山下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

29農政第9号
平成29年4月6日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 様
同 伊 藤 龍 峰 様
同 行 正 實 様
同 岩 元 一 儀 様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年11月14日付28監総第509号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡農林事務所	通信運搬費において、前渡資金の精算が確認できなかった。	会計書類は、決裁後直ちにファイルに綴じて確実に保管するとともに、定期点検を徹底することで再発防止を図る。
農林業総合試験場	県有財産賃貸借契約において、契約保証金を徴していないかった。	入札参加資格者の情報確認を徹底するとともに、チェック体制の強化と併せて、財務規則を遵守した契約保証金徴収を図る。
農林業総合試験場 資源活用研究センター	その他需用費において、不適切な事務処理により備品を購入していた。	所属研修を通して、不適切な事務処理が発生しない体制づくりに努め、併せてチェック体制の強化により適正な会計事務執行の徹底を図る。
水産海洋技術センター 豊前海研究所	工事請負契約において、契約保証金を徴していないかった。	契約保証金の減免要件を確認する仕組みを徹底するとともに、新たにチェックする担当者を立てて再発防止を図る。

注意事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	締切工において、大型土の撤去を積算計上すべきところ、誤ってバックホウ掘削を計上していたため、積算過小となっていた。	留意すべき具体的な項目を設けたチェックリストを作成、活用することで再発防止を図る。

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成28年11月14日28監総第509号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月12日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	岩 元 一 儀

28県土総第2211号
平成29年3月24日

福岡県監査委員	山	下	芳	郎	殿
同	伊	藤	龍	峰	殿
同	行	正	晴	實	殿
同	岩	元	一	儀	殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年11月14日28監総第509号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
飯塚県土整備事務所	河川堤防占使用料において、調定が遅延していた。	占使用者に係るデータを一元管理し、調定の際には調定漏れがないかを複数人でチェックを行うことにより、再発防止を図る。

注意事項に対する措置

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	<p>水利使用料において、調定が遅延していた。</p> <p>道路舗装補修工事において、路面切削の施工規模の適用条件及び産業廃棄物の数量等を誤ったため、積算過大となっていた。</p> <p>橋梁補修工事において、施工地域区分を誤ったため、積算過小となっていた。</p> <p>道路改良工事において、コンクリート舗装工及び張コンクリート工の単価を誤ったため、積算過小となっていた。</p>	<p>占使用者に係るデータを一元管理し、調定の際には調定漏れがないかを複数人でチェックを行うことにより、再発防止を図る。</p> <p>積算業務において、チェックシートの活用により確実なチェックができるように体制を強化することで、積算誤りの防止に努める。</p> <p>また、研修や会議等にて、会計検査・監査での指摘事項や違算例などについて周知を行うことで、再発防止を図る。</p> <p>積算業務において、チェックシートの活用により確実なチェックができるように体制を強化することで、積算誤りの防止に努める。</p> <p>また、研修や会議等にて、会計検査・監査での指摘事項や違算例などについて周知を行うことで、再発防止を図る。</p> <p>積算業務において、チェックシートの活用により確実なチェックができるように体制を強化することで、積算誤りの防止に努める。</p> <p>また、研修や会議等にて、会計検査・監査での指摘事項や違算例などについて周知を行うことで、再発防止を図る。</p>

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第103号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

平成29年5月12日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 平成29年6月1日から平成29年7月4日まで及び平成29年11月1日から平成30年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあっては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識

を設けなければならない。

(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

平成29年6月1日から平成30年5月31日まで

公告

ビゼンクラゲの採捕制限に係る漁業調整委員会の指示案について、平成29年3月24日から平成29年4月24日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成29年5月12日に公布しました。

平成29年5月12日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3556

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

雑報

公告

平成29年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように追加募集する。

平成29年5月12日

福岡県農業大学校長 川口 進

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	3名程度
花き（施設花き）	

2 研修期間

(1) 研修期間 平成29年8月から平成30年3月まで

(2) 研修開始 平成29年8月1日

3 対象者

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者。
ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。
- (3) 心身ともに健康で、講義の受講や実習に支障のない者。

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 受付期間は、平成29年6月1日（木曜日）から平成29年6月21日（水曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成29年6月21日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成29年7月3日（月曜日）

(3) 研修生の決定

平成29年7月7日（金曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 技術習得研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
 - 1) 就農計画書（新規就農を志す者）
 - 2) 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）
 - 3) 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。